

ついに第2次再審請求 7月27日、横浜地裁に申し立て



横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.25

1994.9.8

〔事務局〕

〒101
東京都
千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

静かな口調に決意をこめて

本年七月二十七日、小野貞さんほか遺族二名による横浜事件第二次再審請求が行なわれました。小野さんと家族の方々、小野康人氏の同僚・小林英三郎氏（第一次請求申し立てのメンバー）、日下部長作弁護士団長、大川隆司事務局長、山本一郎、山本祐子、本田敏幸、岩橋宣隆、小沢弘子弁護士ら、支援する会事務局（七名）の人びとが、炎暑のなか、横浜弁護士会館に集合しました（午後一時）。

横浜地裁へ再審請求に向かう——
左より大川弁護士事務局長、山本弁護士、請求人・小野さん、日下部弁護士団長、第一次再審請求人の小林さん（神奈川新聞社提供）

報道陣に囲まれながら、一行は横浜地裁に向かい、大川弁護士より書類を提出。再び弁護士会館に戻り、記者発表。大川弁護士の経過報告・申し立て趣旨説明ののち、小野貞さんが第二次再審請求に当たったの所信

（本号4ページ）を読み上げました。静かな口調のなかに、小野さんのたぎる思いと決意がこめられていました。

戦後五十年、再審裁判の意義

第二次請求の新証拠とした細川論文の客観的評価のために、今井清一横浜市大名誉教授、奥平康弘国際基督教大教授に鑑定人をひきうけていただきました。五月二〇日、両氏の講演を中心に「治安維持法と横浜事件」学習会をひらきました。アメリカで新資料発掘に努力された古関彰一独協大教授も参加されました。

再審が実現すれば、戦後初めて治安維持法を裁く法廷となります。戦後五十年、日本の内外において未決済の「戦争責任」「権力犯罪」が問われている現在、横浜事件再審裁判の意義はますます重要となつていきます。力を合わせ再審を実現しましょう。

本請求は横浜地裁第二刑事部（裁判長・上田誠治氏）の担当となりました。支援する会として公正審理要求の署名を開始いたします。ご協力をお願いします。

再審請求書 (抜粋)

一九九四年七月二七日提出

◆請求の趣旨

請求人らの被相続人小野康人が、治安維持法違反被告事件につき横浜地方裁判所より昭和二〇年九月一五日宣告された有罪判決について、再審を開始する、との決定を求める。

◆請求の理由

第一 「横浜事件」の概要(事件経過から第一次再審請求まで——略)
 第二 確定判決の認定した小野康人の「犯罪事実」とその「証拠」

一 小野康人にかかる「犯罪事実」

1 本件請求人らの被相続人である小野康人は、昭和二〇年九月一五日横浜地方裁判所第二刑事部において、治安維持法被告事件について、懲役二年執行猶予三年の有罪判決を受けた。

2 判決によって認定された「犯罪事実」の要旨は、

①雑誌『改造』の編集会議の席上、同僚の編集部長相川博が、同誌の昭和十七年八月号および九月号に細川嘉六

執筆の論文「世界史の動向と日本」を掲載すべきことを提案したのを支持し、かつ八月号の校正等の作業に従事して、右細川論文を一般大衆の閲覧に供して共産主義的啓蒙に努めたこと

②細川嘉六が右論文等により検挙された後、西尾忠四郎の要請をうけて、細川の家族を救済するため金二〇円を同人に寄託したこと

の二点が、「コミンテルン及び日本共産党の目的遂行の為にする行為」にあたる、とするものであり、適用法案として治安維持法第一条後段および第一〇条が示されている。

二 確定判決における証拠の構造

1 右有罪認定の証拠と掲げられているのは、相川博の予審調査のほかに、被告人自身の供述(公判廷における供述、予審調査、警察官調査)のみである。問題の細川嘉六論文は、犯罪事実の一部として特定されているが、その内容は証拠として採用されてはいない。(後略)相川予審調査は発見されていないが、鶴見警察署

で作成の「手記」は存在する。予審調査と同一内容と思われる)
 2 (略)相川手記は、細川論文は「共産主義者の蹶起を促す」指令的内容を持つ大論文」とした)
 3 (略)相川の自白を根拠に、確定判決は、細川論文を「共産主義的啓蒙論文」と決めつけ、これを雑誌に掲載するための小野の行為をコミンテルンおよび日本共産党の「目的達成に寄与せむことを企図」したものと評価した)。
 4 5 (略)相川や被告人本人の自白は、特高の激しい拷問によって成立したものである)
 三 細川論文の客観的内容と、その証拠としての新規性
 1 細川論文の内容が、「社会主義革命の断行を強調」したり、「社会主義の実現に向かって国策を樹立すべきことを暗示」したりする趣旨のものでないことは、当該論文を一読すれば明らかである。そもそもそのような趣旨の論文であれば、戦時下における情報局検閲課の検閲を通過するわけがない。
 細川論文の趣旨は、民族自決主義が第一次世界大戦後、世界的な趨勢になっていくことをふまえ、日本は今次大戦を通じて、欧米帝国主義諸

国と同じ道を進むのではなく、アジア諸民族の自決・独立の達成を助けるべきだ、ということに尽きる。

2 すなわち論文全体のまとめにあたる第七節中の、つぎのような箇所がこの論文の眼目である。
 「もし欧米勢力をアジアより駆逐したる大和民族が、日清日露戦争以後のごとく依然として欧米帝国主義の追随者としてアジア諸民族に対するときはアジア諸民族のうちに孤立する危険を自ら招くものである。あきらかに日本によって欧米勢力を駆逐してもらったアジア諸民族の大和民族に渴望するものは欧米帝国主義の亜流者たる日本にはない」

3 このように、わが国の国策樹立にあたってアジア諸国の民族自決権を尊重すべしという主張は……他にも例はあり(満州事変当時の石橋湛山)、このような言論が「国体の変革」すなわち天皇制の打倒へ向けての結社活動の一環にあたるとして、治安維持法の適用を受けるべき筋合いではない。

4 右論文の執筆・出版が治安維持法違反に該当しないとすれば、その校正に従事することが同法違反に該当するはずがなく、また論文執筆を理由として検挙された細川嘉六の

留守家族を救済することも治安維持法違反と評価されるわけがない。しかもこの留守家族の救援の件については、風見章（近衛内閣の書記官長）が金五〇〇円を拠出したことが風見自身によって供述されている。この行為について風見章が治安維持法違反に問われた事実はない。

5 確定判決は、細川論文の雑誌掲載を手伝ったことを理由として被

告人小野康人を処罰しているのに、その論文自体は証拠としていない。敗戦直後の混乱の中で、形だけを取り繕った茶番劇のような「公判」が開かれたに過ぎないので、そもそも証拠物などは公判廷に提出されていなかった可能性さえある。いずれにしても確定判決が細川論文そのものを証拠に用いて審理した結果でないことが明らか以上に、問

新弁護団紹介

・弁護団事務局長 大川隆司

第二次再審請求の弁護団は、目下のところ、全員が横浜弁護士会の会員です。

団長の日下部長作先生は、もと横浜弁護士会長・日弁連副会長で、米軍機墜落事故の国家賠償請求事件など、神奈川県を舞台とする数々の大

・日下部長作	・間部 俊明
・山本 一郎	・山本 一行
・山本 祐子	・渡辺 智子
・三野研太郎	・小沢 弘子
・本田 敏幸	
・岩橋 宣隆	・大川 隆司

型訴訟の弁護団長をつとめ、現在横浜教科書訴訟の弁護団長もひきうけています。第一次請求でも横浜勢の代表格でしたが、引き続きがんばっています。

山本一郎先生は、七年前まで横浜地裁小田原支部の裁判官でした。司法研修所第一期生という長いキャリアで、治安維持法を実際に運用した世代を直接知っています。夫人の山本祐子先生は、横浜教科書訴訟弁護団の副団長をしています。

三野研太郎先生は、第一次再審請求の時から弁護団で、横浜事件もと被告の白石芳夫氏の弟徳雄氏と田

題の論文は再審開始事由としての新証拠にあたり、しかもこれを証拠に加えるならば、同論文の趣旨を「社会主義の実現の方向に向かって我が国策を樹立すべきことを暗示した共產主義的啓蒙論文であるとするなどの事実誤認は生じえず、従って被告人は無罪の宣告を受けたであろうことは明らかである」。

知の間柄です。

本田敏幸先生は、横浜弁護士会の現在の副会長です。刑事事件に熱心なことで有名です。

岩橋宣隆・間部俊明両先生も、第一次請求からの弁護団で、岩橋先生は、第一次のときに小野貞さんを担当しました。また両先生は、神奈川の「憲法劇」運動推進の中心でもあり、毎年の憲法劇の中で、横浜事件を取り上げ続けてきました。

山本一行先生は、横浜弁護士会が国家秘密法反対運動の一環として、「ゾルゲ事件」判決の問題点の研究を進める上で、日下部、間部両先生とともに中心メンバーとしてかわってききました。

渡辺智子・小沢弘子の両先生は、それぞれ弁護士五年目と三年目の新

◆証拠方法

甲第一号証 細川嘉六執筆にかかる論文「世界史の動向と日本」
甲第二号証 相川博「手記」(昭和十八年九月一日)

なお、細川論文の客観的評価等に関し、専門家による鑑定書の提出を準備中である。(付属書類一略)

進気鋭の仲間です。渡辺先生は日下部先生の薫陶を受け、ゾルゲ事件研究に参加、小沢先生は横浜教科書訴訟の弁護団の中で、憲法論研究グループの幹事的役割を果たしています。

横浜教科書訴訟は、ご承知のとおり、昨年六月に、横浜在住の高校教師高嶋伸欣氏が提起した国家賠償請求訴訟で、一言でいえば、アジアの民衆に対する戦後責任や、マスコミにおける天皇タブーなどについて教科書の中で言及することを許さないという現代の言論統制とのたたかいです。今回の第二次再審請求の弁護団は、日下部団長以下全員が、横浜教科書訴訟の弁護団(二二六名)に所属しています。これは、二つのたたかいが、本質的なところで結ばれているからだと思います。

↓ 【産経新聞】

遺族が再び再審を請求

横浜事件

戦時の軍部や特... 言論弾圧事件「改道」... 治安維持法違反の罪... 有罪判決を受けた故小野廉人さんの妻、貞さん(左)と、二人の遺族が二十七日、二度目の再審請求を横浜地裁に申し立てた。

横浜事件は、昭和十七年、評論家の故細川六次郎が雑誌「改道」に掲載した論文が「共産主義思想を扇動した」として、編集者や執筆者の九人が治安維持法違反で検察され、改進黨本部員だった小野廉人も有罪判決を受けた。貞(左)は昭和十六年、元被告(遺族)として、再審請求した。同日、改進黨本部員が再審請求したが、裁判記録が残っていない。このため、弁護側は改進黨本部員だった細川氏の論文「世界史の動向と日本」を新証拠として提出し、「論文は当時どの違法性もなかった」と主張した。

↓ 【東京新聞】

●横浜事件あらためて再審請求

第二次大戦中の軍部や特... 言論弾圧事件として知られる「横浜事件」で、治安維持法違反の有罪判決を受けた故小野廉人さん(当時改進黨の編集者)の妻貞さん(左)と、二人の遺族が東京地裁に申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

戦時中最大規模の言論弾圧 「横浜事件」で再審請求

共産主義を伝ふる論文二度目の再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。



横浜地裁に入る小野貞さん(左から二人目)と弁護団

← ↓ 【読売新聞】

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

名譽回復へ願ひ 判決文など突破口に

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。再審請求を申し立てた。

第2次再審請求へ向けて 5.20集会 治安維持法と横浜事件

横浜事件・再審裁判を支援する会



5・20集会 『治安維持法と横浜事件』

去る五月二十日、第二次再審請求に向けて、支援する会主催の集会「治安維持法と横浜事件」が開催された。事件とその背景にある治安維持法そのものの本質を明らかにし、第二次再審裁判の支援体制をつくるべく、意志統一をはかった。

細川論文の鑑定人をお引き受けくださった今井清一氏（横浜市立大学名誉教授）が「現代史の中の治安維持法」、同じく奥平康弘史（国際基督教大学教授）が「治安維持法と横浜事件」という演題での講演。両氏からは、「世界的にみても近代稀にみる悪法である治安維持法は、戦争末期に拡大解釈が横行し、改悪が重ねられることで、軍部が思い通りの弾圧ができるようになった。その時期に起こった象徴的な事件が横浜事件であった。今回の再審を契機にして、この悪法の罪を明らかにし、当時も、そして今日までも人権を蹂躪してきた司法自らの責任を取らさなければならぬ」とのご報告があった。

また、大川弁護団事務局長は、特に今回は、小野さんの事件の立証の大き

な根拠とされている「細川論文」が、果たして国体の変革の問題提起と考えられるのか（当時の治安維持法からみても違法性はみうけられない）という、新しい観点で迫っていきたいと、決意表明がなされた。

第二次再審の申立人となった小野貞さんは、現在の心情を訴えられ、用意した挨拶文の終わりを「予審終結決定と原判決とが揃って残存している小野の資料によって再審の門を突破する意外ない、となれば、非力な私でも踏み切らなければなりません。この再審請求は治安維持法そのものを問う裁判になるということ、思想・言論問題の核が論議される。たいへん有意義と存じます」と結ばれた。

その後、参加者からの発言を交えて討議が行われ、近く予定されている第二次再審請求にむけて、侵害された人権の回復と、司法を含めた国家の犯罪（責任）を明らかにするために力を合わせ、運動を広げていきたい、ということ締めてくられた。

（田中正明記）



改造社時代の小野康人さん 小林英三郎

私が改造社に入ったのは昭和十四年三月で、『大陸』という雑誌の編集部に配属された。その編集部に小野さんがおられた。詳しいことは聞いていないが、私より一年余り前の入社だったらしい。

この『大陸』は、改造社が、昭和十二年、日中戦争の勃発に伴う、中国・大陸問題への関心の高まりを当て込んで創刊した雑誌で、創刊時の編集主任（編集長）村上敦氏によると「国民に正しい大陸政策への理解を与えることを目的とした云々」（雑誌『改造』の四十年）ということであるが、営利出版のことだから当て込んだと言っても間違いはないだろう。

小野さんは法政大学英文科の出身で、前記村上氏を前から知っていた。そのついで改造社に入ったようである。横浜事件と一緒に検挙された相川博君とは法政以来の友人で、相川君が小野さんより少し前に改造社に入ったのも、村上氏に小野さん

から紹介されたことだったらしい。因縁と言えれば言えなくもない。

小野さんは上州（群馬県）の出身で、私には、何人か知っている上州人に共通するイメージとして、温顔で迫らない風貌がある。小野さんもそのようであった。上州は桑畑十里桑の実を食べて唇朱に染めにき、という牧水の歌（少し違ったかもしれないが）が好きで、よく口ずさんでおられた。なかなか良い声で、ある時一緒に飲んでいる席で余興に歌ったら、同席の山本社長が感心して、「浅草あたりで出られるんじゃないか」とからかったことがあった。

『大陸』ははじめ「大衆雑誌」として編集されたが、期待ほど部数が伸びず、昭和十五年から方針が変わって、編集部の編成替えがあり、小野さんは『改造』の編集部へ移られた。そこから細川論文掲載との関わりが生れた訳である。

秋田雨雀
土方与志 記念
青年劇場 第62回公演

「村井家の人々——日本の言論——」

作||ふじたあさや

演出||千田是也

製作||福島明夫

九月十四日〜二十日
申込みは

〇三―三三三二―六九二二

作者のことば

横浜事件（劇中神奈川事件）は、第二次大戦の末期、功をあげた神奈川県特高が、一枚の写真をタネに犯罪のつちあげを行った事件で、六十三名の研究者・編集者らが検挙され、五名が命を奪われ、二つの雑誌が廃刊に追い込まれた。うち三十五名が起訴され、三十四名が無実にかかわらず有罪の判決を受けた。四十年余りを経て、九名の被害者が横浜地裁に対し、再審の請求を行ったが、結果は地裁から、最高裁まで門前払い。現在、新証拠をそろえて、再度再審請求を行なおうとしている。

私の父は、横浜事件の被害者の一人である。幸い起訴は免れたものの、一年間、留置場や拘留所をたらい回しにされた上、拷問の傷だらけで帰ってきた。私にとって横浜事件は原体験の一つなのである。だから、再審の行方も、他人事ではない。だが、私が描こうとしているのは、直接には横浜事件ではない。横浜事件を扱う世間……というか、世間を代表しているつもり、マス・メディアの退廃である。横浜事件が言論の問題であるならば、これは二重の意味で言論の問題なのである。実はそこにこそ、横浜事件の現在を問う鍵があるのではないか、と思っている。

お便り

事務局に届いたものを適宜紹介させていただきます。

(文責 事務局)

●ごぶさたしています。先日の集会は、日韓出版シンポジウムで司会役でしたので、参加できませんでした。再審に向けてがんばりましょう。会費送ります。(依 義文)

●戦後五〇年を目前にして、日本はまだまだ人権が確立されていると言いたいと思います。人権のないところに真の平和はあり得ません。そのためにも第二次再審を成功に導き、国家(司法)の犯罪を裁かなければなりません。(三渡 章高)

●ご丁寧に会報、冊子等送っていただきありがとうございます。横浜事件についてはまだこれから勉強というところですね。第二次再審請求に関する記事をものし、お届けできればと思います。わずかですが会報分も含めカンパを同封しましたので、ご笑納下さい。今後とも宜しくお願ひ致します。(匿 名)

●小野 貞様
前略 本日(八月一日)の毎日新聞で貴方様についての記事を読ませ

て頂きました。なんとも感動で一杯になり、一筆お便りをせずにはいられなくなりました。私など、わがままな一主婦にすぎませんが(六四歳)そのご高齢で、正しさを求めて闘いに立ち上がって行かれることにならずに頭が下がりました。気負いも

なく。今の日本は本当に何もかも無茶苦茶になっていきますのにまるで清々しい一陣の風にあたってような気が致しました。そして励まされました。人間らしく生きられる社会をつくるには何もしないでいてはならないと。ありがとうございます。どうか百歳までも生き生きと生きてゆかれますように、お体大切に大切に頑張ってください。カンパ、余り少して恥かしいのですが同封させて頂きました。(小栗 郁子)

カンパを寄せられた方々 (敬称略)

〈四月〉 天野あぐり 〇五月 〇ふじたあさや 春名徹 中村忠志 高畑健一 出版労連 加藤丸子 〇六月 〇依義文 山住正己 松岡喜美栄 栗田裕康 〇七月 〇吉田好一 岩波労組 小野伸帆 五味美美子 齊藤信行 清水敏子 小栗郁子

▼事務局日より

〇いよいよ第二次請求のたたかいはじまりました。これまで以上に支援・ご協力をお願いすることになります。どうかよろしくお願ひいたします。

第二次請求支援の最初の取り組みとして裁判所への要請行動があります。第一次請求の時と同じように、署名運動に取り組んで、集まりましたら事務局へお送り下さい。取りまとめて裁判所へ提出したいと思えます。

〇去る五月二〇日の集会「治安維持法と横浜事件」(本号一、六頁参照)の講演内容を冊子にまとめることといたしました。冊子についての詳細は次号でお知らせいたします。

〇八月初め、気賀すみさんが持病の高血圧で倒れられて、二週間ほど入院されましたが、今はお元気になられ、ご自宅で静養されています。

〇黒田ジャーナルの窓友会から小野伸帆さんにカンパが寄せられ、その一部を支援会活動の一助にと、小野さんからカンパを支援会のほうへいただきました。窓友会からは以前にも「地の塩」というカンパを横浜事件再審裁判の支援として事務局にお送りいただいています。

〇小野貞さんが毎日新聞の「人」欄

に紹介されました。記事を読まれた小栗郁子さんから上記のようなお便りが毎日新聞名古屋支局を通じて小野さんの元に届きました。また、四〇年振りくらいに以前近所にお住いだった方からも励ましのお便りが寄せられました。小野さんが今お住いのアパートの方々からカンパが寄せられ、事務局へ届いています。小さな輪が少しずつ広がる、そんな思いを強く覚える今日この頃です。

会費更新をよろしく!!

(会員更新数 現在二四八名)

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」